平成24年度 所管事務調查報告

新しい文化芸術創造都市を目指して

~ 「さいたま市文化芸術創造都市」宣言~



さいたま市議会 市民生活委員会

さいたま市議会では、「さいたま文化芸術都市創造条例」を平成23年12月9日(12月定例会)に可決させて、本条例の施行を平成24年4月1日と致しました。市民生活委員会では、さいたま市誕生10周年を契機に、さいたま市に相応しい文化芸術の香り高いまちづくりを目指すべきとの観点から、平成23年2月1日の市長提出議案を継続審議致しました。条例の文案に地域の活性化及び都市としての魅力を更に増進させる為、さいたま市の特長ある文化芸術と新たな産業を生み出す経済効果や地域経済の活性化というポイントを明記すべく委員会にて検討を重ね、平成23年12月1日に全会派・全員一致で委員会可決したところです。

私たちは、文化庁をはじめ先進地視察や参考人を招致し調査研究を重ね、本市に相応しい新しい文化芸術創造都市を目指す提言をすべきとのことから、さいたま市に対し「新しい文化芸術創造都市を目指して」という提言書をとりまとめました。そしてこれからのさいたま市100年に向けた創造都市の基盤づくりと東日本の交流拠点都市として更なる発展に貢献できる政策提言と地域の絆づくりや地域経済の進展に寄与できる調査研究を進めました。

昨年4月に施行された「さいたま市文化芸術都市創造条例」をより高いレベルの創造都市にしていく為にも、議会から政策条例に魂を入れるべく、様々な提言ができればと考えています。特に文化芸術が経済や社会に与える効果を通して文化芸術から都市の創造に資する具体策について提言し、「さいたま市文化芸術創造都市宣言」として新たな宣言書として位置づけられればと考えています。

さて、昨年は江戸時代前期の囲碁棋士で天文歴学者の渋川晴海の生涯を描く「天地明察」(冲方丁 作)の映画が人気を博しましたが、改暦という大事業を取りまとめ日本初の国産歴を作り、当時の日本文化に多大な影響を与えた様に、この提言も地域の芸術文化政策に一石を投ずることが出来ればと思います。

そして地方都市は、自ら自律的に発展できる持続可能な経済社会構造を創るべきであり、またその地域社会に住む人が中心となって新たな価値を次々と創造していける都市でなければなりません。

本報告書は、地方都市における新たな文化芸術都市創造への提言として、多くの地方都市関係者に参考として頂ければと考えております。

この調査研究の結果と提言により、文化芸術による新しい都市創造ができる 政策の基本とし、さいたま市が今後この分野を具体的に検討し実施していく上 でのガイドラインとして活用して頂ければ幸いです。

平成25年2月21日

市民生活委員会 委員長 稲川 晴彦

新 し い 文 化 芸 術 創 造 都 市 を 目 指 し て ~「さいたま市文化芸術創造都市」宣言~

<目 次>

1.	「さいたま市文化芸術都市創造条例」制定の意義	• • • • 1
	1)条例制定の意義と加筆修正の意味	
	2) これからの100年に向けた文化芸術の重要性	
2	文化芸術が経済や社会に与える期待とその効果	• • • • 5
2.	1) 文化芸術が地域経済や観光産業に与える効果	· ·
	2) 文化芸術が地域社会に与える効果	
	3) 文化芸術が教育等に与える効果	
	3) 人化云州が教育寺に与える効果	
3.	文化芸術を都市創造に活かすための方策	• • • • 9
	1) まちづくりに活かす文化政策	
	2) 文化施設の整備と機能強化策	
	3) 地域に根ざした芸術・芸能の活用方策	
	4) 伝統的・民族的芸能の継承と発展方策	
4.	文化芸術都市を創造するための提言	•••16
	1) 文化芸術の発信機能強化	
	2) 文化芸術による創造都市に向けての提言	
	3)「さいたま市文化芸術創造都市」宣言	
5.	各会派からの調査研究に対する意見・感想	• • • • 2 7
6.	「さいたま市文化芸術都市創造条例」条文	• • • • 3 0
参考	資料	• • • • 3 4
1)先進地視察報告	
2)参考人意見聴取の概要	
おれ	りりに	• • • • 5 5
参	*考資料・参考文献一覧	• • • • 5 6

*表紙の絵は、越後妻有トリエンナーレ 大地の芸術祭 作品「棚田」(イリア・カバコフ作) より引用/転載

1.「さいたま市文化芸術都市創造条例」制定の意義

近年、産業構造の変化や都市の少子高齢化現象などにより、都市のあり 方に対する市民意識の変化や文化芸術の持つ創造性への期待の高まりなど、 文化芸術を通して心豊かな社会にしたいと考えている市民が増えつつある。

文化庁においても、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興に 領域横断的に活用し、地域課題に取組む自治体に「文化芸術創造都市」と位 置付け、地方自治体への様々な支援をしている。

文化芸術の持つ創造性は、無限の可能性を秘めており、産業振興や地域活性化、まちづくりには不可欠であると認識する自治体も増えつつある。また行政、芸術家や文化団体、企業、大学、市民との連携により文化芸術を育くもうとする土壌もできつつある。

全国の地方自治体でも、文化芸術を核とした創造都市の取り組みについては、まだ緒についたばかりである。文化芸術による都市再生と言う考え方についても、まだまだ定着していない状況にあると言える。その中で、先進的な取り組みと事例として、豊島区の「文化創造都市宣言」(2003 年)、札幌市の「創造都市宣言」(2006 年)、仙台市の「創造と交流 仙台市都市ビジョン」(2007 年)、浜松市の「市民協働で築く 未来へ輝く創造都市・浜松」などがあり、文化芸術を核とした創造都市政策を積極的に取り組む例もあり、大いに参考になる事例である。



豊島区のマンガ文化資源「トキワ荘」(豊島区 HP・昭和 57 年に解体)



札幌市のデジタルコンテンツ拠点・デジタル創造プラザ (札幌市 HP)





また、文化庁長官からの文化芸術創造都市部門表彰についても、全国各地の先駆的な取り組み自治体に対して表彰されることで、創造都市の取り組みに拍車がかっていることも見逃せない。

平成19年度の横浜市、金沢市、近江八幡市、沖縄市を皮切りに、平成20年度・平成21年度の4都市、平成22年度の5都市、平成23年度の4都市と既に21の都市が表彰されている。

金沢21世紀美術館や十和田市現代美術館に代表される現代美術館を核とした都市開発、瀬戸内国際芸術祭や越後妻有トリエンナーレ等のアートプロジェクト、YOSAKOIソーラン祭りや浅草サンバカーニバル、尾道市や山形県庄内地方に代表される映画等のロケ地として撮影誘致するフィルムコミッションなど芸術文化を活用した取り組みには様々なものがあり、それぞれ地域の魅力や知名度アップによる観光客誘致等の経済波及効果が期待されている。



金沢21世紀美術館(金沢21世紀美術館 HP)



<大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ2012>

作品「リバーズ・シティ」(パスカル・マルティン・タイユー)

(1) 条例制定の意義と加筆修正の意味

さいたま市は、今年合併後12年、政令指定都市制定10周年の記念すべき年となるが、他市に比べまだまだ新しい都市である。横浜市や金沢市の様な歴史ある都市でもない。しかし旧市である浦和市、大宮市、与野市、岩槻市には、地域に根ざした歴史や文化芸術も多く存在し、それぞれの地域で文化芸術活動も盛んである。また絵画や音楽など様々な分野の文化芸術活動も活発であり文化芸術に造詣の深い人も多い。この地域に住む市民が文化芸術に親しむことで、精神的な満足感や地域に対する愛着・誇りを醸成させることができれば、市民の自立性や満足度も高まっていくはずである。

さいたま市には、都市の特長がないと言われているが、盆栽、漫画、人形、 鉄道という他市に比べ卓越した文化芸術資源がある。これらの地域経営資源 を中心に、文化芸術を核にした都市の創造と都市の魅力を高めるために、本 条例の制定をすることで、創造都市へのスタートに立つことができる。 次に、条例の加筆修正については、6点加筆修正させて頂いた。

1)第2条の用語の定義を、平成13年国で制定された文化芸術振興基本法に規定する「芸術」の規定表現と整合させるとともに、本市の特色ある文化としての盆栽や漫画などこれまでの文化芸術の振興に重点を置いていた特長的なものを示し、また芸能、生活文化、国民的娯楽についてイメージ化を容易にするため具体的な表現を列挙して加え、定義全体を市民にわかり易い表現にした。人の価値観の違いにより、「文化」「芸術」の定義は、多様な解釈が考えられ、また文化芸術の範囲を過大に解釈されることも考えられるため、「地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資する」という文言を入れて、市において該当の適否判断ができる余地を加え、文化芸術の範囲を一定制限出来る様にした。

特に、盆栽や漫画、人形や鉄道などこれらの文言を条文に入れることにより、本条例がさいたま市の特長ある文化芸術が明記され、結果として、さいたま市としても自信を持って全国に発信できる都市創造条例になったのではないかと考えている。

- 2) 第5条の市民の役割を、市民が役割を担うという一方的な表現から、 相互に理解するという表現とし「役割を担う」から「支援するよう努め る」という表現にした。
- 3)第6条の計画策定では、文化芸術に対する市民意見の聴取に当たり、 まず行政側からの必要情報の提供が不可欠であるということから、これ を明文化し、併せて情報発信は広範囲に及ぶべきことに伴い、「広く」と いう文言を付け加えた。
- 4) 第7条の施策では、それぞれ「必要な措置」という文言では、規定内容が漠然し、市民の立場からすると明瞭とは言えないので、規定ごとに施策、取組等の方向性を明確化しました。6項では、様々な文化芸術の連携、コラボレーション、例えば盆栽と写真の連携などに期待し、展開や充実という文言で、新しい多様な文化芸術に触れる機会を発掘、提供することなどの意味合いに変えた。
- 5) 第7条8項を新たに付け加え、地域経済の活性化と観光などを含め、 産業の振興が重要であるとの認識から、本項の視点を追加した。
- 6)本条例の特徴でもある「施策の効果的な推進のための意見交換」の場という第11条の規定を、審議会との連携など効果的に施策へ反映させるため、第10条の7項に文言を追加した。この第11条意見交換の場では、行政側で把握・認識が困難な課題・問題点の発見と、行政的な着眼から離れた発想による効果的な意見が見込まれることから、これらを積極的に活用する機会を確保するための規定を設けた。

そして文言の整理として、第5条の修正に伴い、第1条を文言修正し、 付則については、施行日を平成24年4月1日とした。これは条例の趣 旨を踏まえた予算措置を見定め、実効性を確保するために、期日を明記 した。

以上の6点だが、単なる文化芸術振興条例ではなく、真の文化芸術都

市創造条例にするために、この修正案を提示し提案させて頂いた。

委員の皆様には、修正の意義をご理解頂き、全会一致で賛成して頂き、 委員全員の意思としての修正案としたところである。

委員会として、さいたま市が文化芸術を通してまちづくりなど都市の 創造に資する条例として制定したいとの思いが詰まった条例になった と思う。執行部へは平成25年度予算から具体的に反映して頂き、条例 制定の実効性を確保して頂きたくお願いしたところである。

(2) これからの100年に向けた文化芸術の重要性

文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものとなっている。心のよりどころにもなり、誇りやアイデンティティを形成するためにも効果がある。文化芸術は、創造的な経済活動の源泉となり、持続的な経済発展や民力アップにも欠かせない。

一方、文化芸術は、その性質上公的支援を必要としており、戦略的投資 分野と考えられるかどうかにかかっている。文化芸術の持つ社会への普及 力が、まちづくり、産業、観光、教育、福祉など周辺領域への波及効果を 認識し、総合的視点での振興策が重要となってくる。

さいたま市は合併して12年、地域間格差の課題解消のためにも、さいたま市としてのシンボル事業の立ち上げ、地域の文化芸術団体からの自主的な活動を活発化させる施策を実施することで、心豊かな生活ができる環境が整うことになる。地域活性化・産業活性化の起爆剤として、ハードからソフト、ヒューマンへの支援を徹底し、活力あるまちづくりと、創造力の源泉ができる文化芸術を活用した都市創造に向かっていくことで、さいたま市としての都市の魅力と持続した活力が生まれていくと考える。



「神戸ビエンナーレ 2011」(ウィキペディア)



「横浜トリエンナーレ 2011」(横浜美術館 HP)

2. 文化芸術が経済や社会に与える期待とその効果

(1) 文化芸術が地域経済や観光産業に与える効果

文化芸術が、直接経済に結び付くと言う発想はできないかもしれないが、クリエイティブな文化が定着していけば、産業構造の変化と共に大きく創造的なビジネスに切り替えられる経済波及効果があると考える。

一見、文化芸術が都市の再生や公共政策の手段として使われている様に 見えながら、アート自身が新たな表現を追求し、都市や地域社会に新しい 広がりのある文化芸術と成長してきている。教育や福祉の場でも、既に新 しい文化芸術の領域が広がっており、文化芸術が都市や我々の生活との間 に新たな関係を構築していくことで、社会課題を文化や芸術で解決してい くことが出来る様な密接な関係にもなってきている。

勿論、文化財や史跡、博物館や伝統芸能など各地に点在する有形無形の 文化芸術資源は、地域経済や観光産業、産業振興などに活用できるため、 経済活性化や観光ビジネスに効果がある訳であるが、文化芸術の持つ幅広 いソフトパワーは、目に見えない大きな波及効果があり、クリエイティブ 産業発展やクリエイティブなデザインビジネス、文化や芸術を活かす様々 な製品開発や技術開発にも活かされていく。

(2) 文化芸術が地域社会に与える期待とその効果

アートを活用した都市再生に、博物館、美術館などの開館やビエンナーレ(2年毎と言う意味で、1年おきに開催する芸術文化展覧会)やトリエンナーレ(3年毎と言う意味で、2年おきに開催する芸術文化展覧会)などの芸術祭の開催が思い浮かぶ。これら大規模なイベントでは、他市の例でも都市イメージ向上や集客力に効果がある。また文化芸術に関するイベントであるので、そこに関連する団体やアーティストが集まり、創造的な人材の育成や誘致が出来やすい環境が作れる。

中長期的には創造的産業が発展することになるが、地域の多様な市民団体の活動が活発化することで、地域住民の創造性や社会参加が促進され、 生きがいや誇りを持って地域に住むことに満足感を抱くことになる。

文化芸術に関する住民参加型のワークショップや地域の小中学生への 学習機会の提供、地域の若手芸術家の育成、ボランティアスタッフの参加 等の活動拠点が整備されていれば、地域交流も深まり、生きがいにも繋が っていく。また共通の趣味での人の集まりは、団体の結束力も強く、参加 者自ら楽しむことができる。

大地の芸術祭では、緑化やリサイクル活用した作品が展示されていた。 環境問題にアート作品を通してアピールしているのである。日用廃材(日 用品の廃棄物)を材料に作品を創るアーティストも増えているようだ。

アーティストならではの環境問題へのアピールは、芸術の持つ様々な可

能性を秘めている。アートが喚起する地球環境問題への警鐘は、環境問題解決の糸口をつかむかもしれない。そして環境課題をクリエイティブな創造アートとして位置づけ、都市部における新しいアート分野としての期待もあると考える。

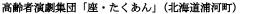




大地の芸術祭作品(越後妻有里山現代美術館キナーレ) 環境アート作品「雑草の島」(写真撮影:元圭一)

文化芸術は、高齢者の生きがいや仲間つくりにも大きく貢献している。 人生経験豊かな高齢者が劇団での演技に定評があり、参加者も鑑賞者も 生きがいを感じている事例が多い。音楽活動でも昔取った杵柄で、再び 楽器演奏や歌を歌うきっかけがあれば参加したい人は多い。各種団体活 動のPRを支援する仕組みと団体企画のイベント支援など工夫すれば高 齢者の生きがい施策に、極めて強いものとなる。







ブルーダイアモンズの演奏(指扇公民館文化祭)

(3) 文化芸術が教育に与える期待とその効果

さいたま市文化振興事業団の参考人意見聴取でも、教育現場や老人福祉施設でのアウトリーチ事業に大きな効果があると指摘されている。アウトリーチ事業とは、文化施設や芸術団体が、劇場やホールでのコンサートだけでなく、学校や福祉施設などの地域(場合によっては駅前や公園など)に出向いて活動することで、学生や市民が、より身近で質の高い文化芸術に触れる機会を作って行く事業である。

この訪問先に多いのが学校で、子供たちが目の前でプロの演奏家が奏でる楽器の生の演奏に聞き入り、声楽家の圧倒的な声量の歌曲に驚き、古典芸能の息遣いのある生の演劇に興奮したりしている例が多いと言う。子供たちの素直に感動する感受性に、表現力や想像力、コミュニケーション能力育成に大きな効果があると、現場の教師からや、研究でも報告されているところである。





アウトリーチ事業 (さいたま市文化振興事業団)

これらは、文化施設や芸術団体が、活動拠点である劇場やホールからの働きかけによって行われているケースが多く、教育現場のニーズに合致しない事例もある。学校とアーティストの間を結ぶ活動を支援しているNPO団体の現場ニーズに合ったコーディネーター役が、学校と連携しながら企画することが、今後重要になってくると思われる。



馬宮東小学校での土曜チャレンジスクール



植水小学校での未来くる先生ふれ愛推進事業

また、土曜チャレンジスクールや放課後チャレンジスクールにおいても、 地域の伝統芸能活動の普及や人材育成の観点からのアウトリーチ事業が 稀に散見されるが、教育レベルの向上だけでなく、文化芸術に関連する講 座を増やすことを今後期待する。さらに夢工房未来くる先生ふれ愛推進事 業では、本市にゆかりのある講師(スポーツ選手や芸術家等)を招聘し、 市への愛着や勤労観や職業観を育成する事業として定着しているが、質の 高いレベルの文化芸術に直に触れられる一流の芸術家の招聘も増やして、 子供の感受性を高めていくことが重要であると考える。

文化芸術による教育効果として、財団法人地域創造の「文化・芸術による地域政策に関する調査研究」結果では、子どもたちが身につけられる能力として、①自信、自己肯定感、②創造力、想像力、批判的思考力、③社会性、協調性、グループワーク(の能力)、責任感、④基礎学力の向上、他の教科との連携などが挙げられている。

これからは、子供達が身につけるべき能力として、上記能力が必要と言われており、その能力向上には、アートや音楽が特に適していると言われている。学校などで一流の芸術家の生の演奏などを直接ふれあう時間をもっと増やすべきだと考える。

また文部科学省では、芸術表現を通じたコミュニケーション教育の推進が議論され、文化庁で「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」のメニューの一つとして「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験」を展開しており、芸術家等と教師の連携による芸術表現体験活動を取り入れたワークショップ型の授業も実施しており、本市も積極的に取り組み、文化芸術政策との連携で教育効果を発揮できればと考える。





「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」(文化庁)

文化芸術を直接教育現場に持込み、直接子どもたちに訴えかける、いわゆる「AIE (Arts in Education)」の積極的な採用を強く求めるものである。

3. 文化芸術を都市創造に活かすための方策

(1) まちづくりに活かす文化芸術政策

さいたま市は、現在都市・まちづくり政策と文化芸術政策とは、連携や 結びつきがなく、それぞれの別々の事務事業として位置づけられている。

欧米では、創造性そのものが都市にとって重要な要素であるとの認識で、 創造性を醸成、振興することが、経済活性化に資するとされ、多くの都市 で都市再生や都市の活性化につなげている実績がある。単に都市の文化的 な生活の質を向上させるというのではなく、文化や芸術が都市にとって極 めて重要な位置にあるという考え方で、文化芸術自身が社会的な価値や公 共的な役割を持つようになってきている。

「パーセント・フォー・アーツ」という発想とその事業をきっかけに、まちづくりを推進していくという考え方がある。文化芸術を振興する上で理想とするところだが、財政面や運用面を考えれば、残念ながら現実的ではない。この「パーセント・フォー・アーツ」は、さいたま市の予算(あるいは建設費の予算)の1%を文化芸術にあてるという考え方である。パブリックアートが定着している欧米では機能しているが、日本ではまだその域に達していないというのが実態である。しかしながら少しでも文化芸術に触れる機会を作っていくという考え方は極めて大切であり、文化芸術とまちづくりが連携していくという意味では、画期的なコンセプトと言えよう。



巨大彫像フラミンゴ(パーセントフォアアートプログラム第1号作品(シカゴ市 HP)

「パーセント・フォー・アーツ」を都市計画や地域の特長を活かしたまちづくり計画をするためには、基本設計段階からアートの概念を盛り込んでいく必要がある。1%の予算ありきでは具体的には進まない。基本設計の段階でそのエリアに相応しい文化芸術が何であるか、文化芸術を活かす

環境(文化施設のデザイン・道路などの動線・まち並みやまちの雰囲気など)が整うのか、さいたま市としてのアイデンティティが活かされるのか、全国とりわけ東日本の地域に発信できるものなのか、賑わいや人気イベントの評価がなされるのかなど、まちづくりに文化芸術を活かす考え方が含まれていないと絵に書いた餅となってしまうだろう。

都市における賑わいの創出を目的に、都市空間のアメニティ的要素として芸術作品(彫刻・彫像など)が設置されていくことは、文化芸術をキーにした創造的な都市計画づくりのきっかけとしては良いと考えられる。

大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレは、新潟県の山間部に位置する里山の特長を活かし、越後妻有固有の自然を活かし地域全体がミュージアムというコンセプトで行われている芸術祭である。棚田など里山の地域資源をそのまま活かし、海外のアーティストや大学と住民、首都圏の学生を中心としたボランティア「こへび隊」とのコラボレーションで実施されているイベントである。2000年にスタートして12年、全国でも有数の芸術祭として有名になった事業である。





越後妻有アートトリエンナーレ 2012 リーフレット

大地の芸術祭をボランティアで支える「こへび隊」(十日町市 HP)

さいたま市には、自然豊かな見沼たんぼエリアがある。埼玉県では大都市近郊に唯一存在する大規模な自然として貴重なゾーンとして位置づけられており、さいたま市では首都圏の広域的な環境保全の役割を担う緑のシンボル軸として位置づけている。







田園内にある作品(越後妻有大地の芸術祭作品)

(仮称)セントラルパーク整備事業の計画に、自然環境と芸術との連携ができる見沼エリア全体がミュージアムという発想も面白い。合併記念見沼公園を中核に、見沼エリア全体がミュージアムという発想で、水田や湿地の景観を活かした石のモニュメント芸術や木材を主体にした建物、自然と調和した芸術作品の設置など、大規模なイベント方式をとらないが、首都圏近郷の自然を活かした芸術拠点という意味では、検討に値するかもしれない。「水と緑のネットワーク」形成による自然と歴史の保全・活用に加え、文化芸術の要素を加えて、さいたま市の「都市と自然の調和」の魅力をアピールできる事業になる可能性を秘めているはずである。

文化芸術が、社会的な課題解決にまで結びつける様な発想で、都市政策の 中核に位置づけられる様になるまでには時間を要する。

ニッセイ基礎研究所の吉本光宏主席研究員の言う「文化芸術は都市経営のOS(基本ソフト)」という考え方の領域まで達するためには、様々な段階を経なければならないが、やはりまちづくりとの連携は、基本政策である。

(2) 文化施設の整備と機能強化策

文化施設整備が文化政策水準を判断する材料になっており、施設整備は極めて重要な要素である。文化施設の内、図書館は図書館法、公民館には社会教育法、博物館には博物館法の基準法があるが、ホール機能を有する公立文化施設には、これまで基準法がなく、単に地方自治法第244条の公の施設規定で、その他多くの公の施設の一つとしてしか位置づけられていない。昨年通称劇場法(「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」)が議員立法で成立、平成24年6月に施行され、理念条例ではあるが、基準法が制定された意義は大きい。

文化施設では、埼玉県の施設である彩の国さいたま芸術劇場が中核に位置されているが、さいたま市の文化施設の中核となる施設が明確でない。 今後は鑑賞者の利便性に高い中核となる施設を整備していくことが重要と考える。





さいたま芸術劇場小ホール(左)と音楽ホール(右)

右はリハーサル風景(さいたま芸術劇場HP)

公共文化施設は、音楽・演劇・舞踊・映画等の上演、文化芸術の振興を 目的に設置された施設と定義されているが、その施設のハードウェアを駆 使してソフトウェアであるコンサート等の様々な文化芸術事業を政策的に 展開していくことが重要な使命である。

自治体の文化施設を管理する外郭団体やその運営にあたる指定管理者は、 行政の文化政策の下請け的部門とされ、本来は現場からの政策提言と行政 の文化芸術政策と連携できる体制が求められている。事業の大半は、施設 を利用者に貸し出し、地域住民や民間団体などが主催する貸館事業であり、 事業運営に責任を負う自主事業は従の位置づけである。自主事業は予算や 事業責任の観点から積極的な事業展開が難しい面もあり、慎重な事業運営 になっているのも事実である。しかしコンピュータでのソフトウェアの重 要性と同様、貸館事業ではなくソフトウェアとしての自主事業の優劣で施 設運営の価値が決まるとも言え、地域のアイデンティティの確立や魅力あ る場所の提供をしていくためにも、自主事業の充実は重要な視点である。



さいたま市文化センター (南区根岸)



プラザイースト (緑区中尾)

さいたま市には、彩の国さいたま芸術劇場を始め、文化センターや地域 中核施設、伝統文化施設やコミュニティセンターなどの施設があり、鑑賞 事業と市民参加事業が多く企画されている。施設毎に様々な文化芸術事業 が展開されているが、文化芸術の鑑賞分野毎に、観客層をセグメント化することも大切であると考える。音楽ジャンルでも様々なジャンルがあり、趣味のレベルでも観客層は大きく異なっている。様々な鑑賞ソフトを分野毎に整理して、より市民に解りやすくPRすることも大切である。







恭慶館(さいたま市文化振興事業団 HP)

また地域の文化芸術団体との連携やジョイント企画も増やしていくことも重要で、地域団体とのコラボレーションが、自主事業の成否にも影響すると考えられる。

貸館事業と自主事業の運営バランスは経営上重要であるが、企画しやすい鑑賞事業だけでなく、地域の特長を生かした事業にシフトするものと一流の文化芸術の鑑賞ができる事業とを明確にして、めりはりのある事業運営に変えていくことが都市の創造につながる文化施設になるのではと考える。

(3) 地域に根ざした芸術・芸能の活用方策

大宮には祭り囃子保存会が各地域に存在する。ここでも後継者不足は否めないが、各団体の学校へのアウトリーチ事業の推進は極めて大切である。 大宮中山道まつりにおける山車のお囃子合せなど見応えのある芸能のPRなどを支援していくことも重要である。地域に根づいた芸能は、親から子へ子から孫へと継承できれば良いが、時代と共に継承出来なくなっている。面白さや楽しさをどの様にアピールしていけるのかが鍵のようだ。祭り囃子は、様々なイベントで実施されているので、地域を盛り上げる格好の芸能といえるので、自らPRしていくための支援を強化していくことが重要である。





大宮中山道まつりでの山車お囃子合わせ(大宮友会撮影) 第7回谷中まつりでのフラダンス演技(谷中まつり)

また、地域の文化芸術に関連する団体は、文学、音楽、美術、写真、演 劇、舞踊、茶道、華道、書道など様々活動されており、活動の場所の確保 や発表の場所など苦慮されている。個々の発表会では充分なPRができな いので、総合的な発表会の企画や地域から区全体、市全体のイベントとし て広げていくことも重要である。

(4) 伝統的・民族的芸能の継承と発展方策

さいたま市には、伝統的な芸能が多く、広くその地域住民に愛されている。 秋葉ささら獅子舞、指扇の餅搗き踊り、日進餅つき踊り、氷川神社例大祭、 大宮夏祭り、深作ささら獅子舞、砂の万灯、円阿弥の万作踊り、田島の獅子 舞、神田の祭囃子、南部領辻の獅子舞、岩槻の古式土俵入りなど民俗文化財 がある。後継者不足の問題は深刻で、民族芸能の持つ難しさと地域芸能への 無関心が相まって若い人材が集まっていないのが実状である。幸いに獅子舞 や餅つき踊りなど共通の芸能があり、一堂に会してのイベントの実施や民俗 芸能の歴史や舞や踊りの面白さを理解してもらう努力も必要になっている。 民俗芸能の面白さをPRしていく施策が重要である。



秋葉ささら獅子舞(さいたま市 HP)



日進餅つき踊り(さいたま市 HP)

アウトリーチ事業として、民俗芸能の団体からも学校などへの継続した啓 蒙活動、ストリートパフォーマンスを含めて、各区共通の芸能の連携も含め

て協議していく必要がある。

埼玉大学など地元大学生との研究会などを含め、地域(各区)を超えた連携が今後は重要となる。

また伝統文化、伝統芸能・民族芸能の出前指導を徹底して推進していくことは、文化継承課題を解決する手段でもあるはずである。

民族芸能の練習場所については、地域で独自に探して確保されているが、 さいたま市全体として、民俗芸能の発信の中心地を作り、各区持ち回りでの 研修会等の企画を支援することも重要である。

伝統芸能については、既に拠点として氷川の杜文化館があり、ここに集約 していくことが望ましい。鑑賞機会が少ない芸能であるので、能楽や日本舞 踊ではわかり易い演目で面白さをわかってもらうことも重要である。

狂言などは、小学校の国語の教科書にも掲載されているので、伝統芸能 の入門(入口)として格好の材料だと考える。

4. 文化芸術都市を創造するための提言

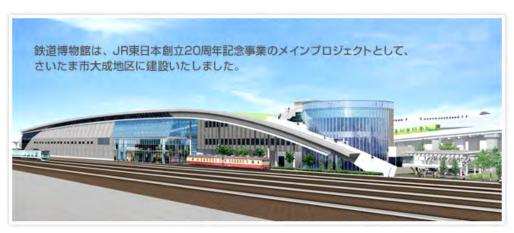
さいたま市では、毎年実施している市民意識調査をはじめ、文化芸術に関する各種調査を実施している。まずその現状を理解・分析し、対応策を具体化することで、文化芸術を活かした都市イメージの向上を図ることができる。ここではその特徴的なものを列記する。

まず、市外から見たさいたま市のイメージでは、特に何も浮かばないと答えた人が約25%で、4人に1人の割合となっている。その調査の中で「文化的なまち・芸術のまち」と答えている人が4.6%に留まっている。

一方、市民によるさいたま市のイメージでは、さいたま市の魅力というカテゴリでは、「文化的なまち・芸術のまち」と評価する人は、年々増加しているものの13.7% (在住者)となっている。

さいたま市における文化芸術のポテンシャルは、他市と比べて一定レベルより高いものの、市民の評価という点ではまだまだ低い状況である。彩の国さいたま芸術劇場に代表される文化施設があるが、「文化施設が多い」や「コンサートやイベントが多い」と評価する人も前年と比べ増加しているもののまだまだ低い状況となっている。

また、文化芸術資源の認知度では、「大宮氷川神社」に次いで「鉄道博物館」(91.5%/在住者)や「岩槻の人形」(86.3%/在住者)がある。「大宮盆栽美術館」(41.5%/在住者・20.0%/在勤者)の認知度は認知途上でありまだまだ低いが、一方「盆栽村」の認知度は(74.5%/在住者・50.3%/在勤者)は比較的高い。



東日本の交通の要衝(大宮)に建設された「鉄道博物館」(鉄道博物館HP)

さいたま市を代表する文化芸術資源を広く発信すべきものとして、文化芸術団体等調査においては、「盆栽」(48.5%)が最も高く、次いで「鉄道」(38.8%)となっている。

次に「音楽」、「演劇・舞踊」、「芸能」、「美術・写真」「人形」となっており、「漫画」(7.5%)や「文学」(10.6%)については低い。やはり

盆栽は、日本の代表する自然美芸術であり、鉄道も、東日本の交通の要衝であることから、内外に文化芸術資源を発信すべきものとしての意識が強い。

一方、公共施設の充実度や地域文化の保全、芸術文化活動の振興の満足度 は一定の評価を得ているが、文化芸術のイメージ向上には繋がっておらず、 活動したいが参加したい活動がない、また情報が入手しにくい、参加する方 法がわからないという意見も多い。





大宮盆栽美術館の盆栽庭園と(仮称)岩槻人形会館のイメージ図(さいたま市HP)

また、文化芸術を活かしたまちづくりに必要な取り組みとして、市民文化芸術活動調査の中では、「伝統的な文化の保存と活用」、「観覧等の参加機会の充実」、「大規模な文化芸術イベントの開催」「新しい文化資源の発掘と育成」の順で多く、地域に根付いた文化と新しい文化の融合や文化芸術に触れる機会を増やすという点も望まれている。

また、参加したい活動として、「音楽」「美術・写真」、「茶道・華道・書道」が高く、「一流の芸術鑑賞」をしたいという人が半数程度いることは興味深い。

これらの市民意識調査を総合すると、さいたま市の文化芸術に対するイメージは全体的には低いが、「盆栽」や「鉄道」など特筆すべき分野もあり、活動においては、一流の文化芸術の鑑賞をしたい人が多く、活動場所の提供やイベント情報の充実についても望まれているところである。

交通の要衝の利便性を活かして、大規模なイベントや一流の文化芸術に触れる機会が増えれば都市イメージの向上に必ずつながっていくと思われる。

(1) 文化芸術の発信機能強化

調査結果では、広く発信すべき分野として「盆栽」「鉄道」、次に「音楽」 「演劇・舞踊」、「芸能」、「美術・写真」「人形」となっており、「漫画」「文 学」については低い結果となっている。市外の人や在勤者にとっても同様の 意見が多い。従って、全ての文化芸術を同様に振興することは、全体の特長 が活かされないことから、推進には濃淡をつけて進めていくことが望ましい と考える。

1) 盆栽文化の振興

盆栽は、さいたま市の代表すべき文化であり、世界に発信できる文化である。「盆栽の聖地」としての位置づけを明確にし、積極的に発信していくことが今後も重要である。大宮盆栽美術館の来館者も増えており、盆栽村の知名度と街並みの整備など一貫した盆栽の振興に引き続き務めるべきである。

一方、全国には有数の盆栽生産地もあり盆栽イベントも開催されている状況だが、盆栽の聖地として、さいたま市が中心となって全国盆栽ネットワーク及び盆栽愛好家とのネットワーク化も検討し、それぞれシナジー効果を発揮できることをすべきと考える。

今後は特定の愛好家から、女性を含めた一般の愛好家を増やす仕掛けを盆 栽村と連携し、今まで以上に取り組んで頂くことを願う。

全国唯一の世界盆栽大会開催を通して、今後の展開が加速される盆栽輸出など世界に発信する盆栽ビジネスに大いに期待する。







盆栽村にある蔓青園(大宮盆栽美術館 HP)

大宮盆栽美術館のロゴマーク(大宮盆栽美術館 HP)

2) 鉄道文化の振興

鉄道博物館は、全国の鉄道博物館の中でも屈指の博物館である。全国に鉄道に関する博物館が多く存在するが、鉄道ファンにとってそれぞれ特長のある博物館として人気を博している状況である。東日本の交通の要衝である大宮は鉄道のまちとして知られ、国鉄時代には操車場、工場、下請け工場、駅、線路、鉄道関連施設などがすべて大宮に集積され、全国有数の鉄道拠点であった歴史の重みを文化として花を咲かせたいと願う。鉄道ファンは子どもから大人まで幅広いファン層がおり、推進策によっては、全国に鉄道文化を飛躍的に振興させることができるのでは考える。そのためにJRと地元埼玉県とさいたま市が連携し、今まで以上に積極的に推進すべきで分野であると考える。







大宮操車場(国鉄時代の写真館サイトより転載)

鉄道ファンは、車両研究、鉄道写真、録音・音響研究、鉄道模型、鉄道コレクション、鉄道旅行、時刻表、駅研究などの分野が広がっており、鉄道の趣味のサークルや学校内の研究会などさかんに活動がなされている。

大宮駅を中心とする歴史ある鉄道文化を発信していくためには、鉄道のことならさいたま市となる様な情報発信ができれば、飛躍的に鉄道文化の発信ができるであろう。

鉄道に関わる豊富な人材を中心に鉄道文化の普及促進にむけた普及促進 協議会を発足させて、具体策を検討すべきと考える。

3) 人形文化の振興

人形は、さいたま市を代表する文化であり岩槻区を中心とした伝統ある文化である。岩槻では人形中心のまちづくりが展開され、一年を通じ人形との ふれあいが維持されているまちでもある。

(仮称) 岩槻人形会館の設立に向けて準備中であるが、人形に関するイベントを更にPRし、さいたま市内の観光客流入を、最初に考えるべきである。

人形文化や地域イベントは、全国各地でも発信されており、地域文化に根付いた文化でもある。従って地元であるさいたま市内及び近隣住民へのPRをまず先行して、地域の文化振興に寄与して欲しい。

そして全国有数の人形展示ができる会館ができれば、伝統ある人形文化の発信拠点として位置づけられることとなり、岩槻の特長を活かした文化の発信ができるであろう。



(仮称) 岩槻人形会館イメージ図 (さいたま市 HP)



御所人形・鷄合(さいたま市所蔵品)

4)漫画文化の振興

日本の近代漫画は、北沢楽天から始まっている。そういう意味ではさいたま市は、近代漫画の発祥地でもある。時事漫画として一世を風靡した漫画は当時漫画で世の中を知らしめるものとして評価された。

北区盆栽町にある漫画会館は、北沢楽天の住居地であり、日本初の漫画に関する博物館と評価されている。





さいたま市立漫画会館と北沢楽天が発行した日本初のカラー漫画雑誌「東京パック」(さいたま市 HP)

一方、漫画は時代と共に「マンガ」となり、日本を代表する大衆文化として発展してきている。北沢楽天の偉業は、後世に引き継ぐ必要はあるが、文化振興を進展させるには、更なる工夫が必要と考える。

さいたま市を舞台にしたマンガに、「赤き血のイレブン」(市立浦和南高校)、「行け!稲中卓球部」(市立大谷口中学校)、「エースをねらえ!」「おおきく振りかぶって」(県立浦和西高校)などがある。これらと連携したまちおこしや地域活性化という発想もある。また、時事漫画はいつの時代でも評価されるジャンルともいえるので、時事漫画を中核にした漫画文化振興と言うことも考えられる。

マンガは大衆文化となり、多くのマンガファンやマンガ家志望の人も多く 存在し、絵画とまではいかないがマンガを描く人は多い。

マンガクリエーターの育成では、時事漫画の分野に特化したマンガ家育成が、さいたま市独自の漫画文化を振興させることが特長であるが、時事漫画の根強いマンガファンを熱狂させる時事漫画を集大成していくことで、北沢楽天の強みである漫画文化の振興策として位置づけるのも面白い。

5)シンボル事業としての文化芸術政策

鉄道や盆栽の文化振興に加えて、音楽や絵画を中心としたシンボル事業について考察する。演劇・舞踊については、彩の国さいたま芸術劇場に委ねるとして、幅広い支持のある「音楽」「絵画」についてのシンボル事業は、全国各地でシンボルイベントが開催され、同様の企画レベルのイベントでは、都市間競争に打ち勝てない。

「音楽」では、企業オーケストラ(企業内アマチュアオーケストラ)や大 学OB・OGのオーケストラ、地域的なオーケストラなどアマチュアオーケ ストラの人口も多く、独自に演奏会を開催しているが、全国規模でのアマチ ュアオーケストラの演奏会の実績はない。さいたま市の地の利を生かして、 大規模な演奏大会を実施することも面白い。

さいたまアンサンブルなど地域の演奏家(オーケストラ、吹奏楽、合唱 団など)と連携し、さいたま市の歴史ある音楽活動も強化すべきである。





マイクロソフト管弦楽団(日本マイクロソフト㈱社員会管弦楽部) 映画スウィングガールズ(東宝 PR 写真)

また、ジャズのファンは根強いものがある。2004年の映画に「スウ ィングガールズ」という女子高生がバンドを組んでジャズを演奏する映画 があった。現在スチューデントジャズフェスティバルが全国規模で開催さ れているが、東日本大会などは、交通の要衝であるさいたま市での開催に は効果があり、他の音楽会を含め誘致活動を積極的に推進して欲しい。





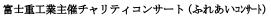
第 28 回ジャパンスチューデントジャズフェスティバル in 神戸文化ホール(jfjジャパンスチューデントジャズフュスティバル HP)

企業主催の音楽コンサートの誘致も音楽文化の振興に貢献できると考え る。多くの企業が、企業メセナの一環で音楽コンサートを開催されている が、地の利を活かした誘致への活動は今後積極的にしていくべきである。

地域には小学生や中学生が、数々の音楽大会で優勝しており、プロを目 指している演奏家も多くいる。地域の優秀な子ども演奏家の集まるコンサ ートの開催も面白い。地元の応援も得られて、地域活性化につながるので

はと考える。







富士通コンコードジャズフェスティバル (富士通 HP)

「絵画」では、浦和が「鎌倉文士に浦和画家」と言われた様に、浦和は 鎌倉と並び称される文化人の居住地でもあった。絵画を趣味にしている人 は多く、さいたま市として絵画文化の振興をしていく意義は大きい。

絵画を身近に感じられる環境づくりが大切で、美術館に行かなくても街なかで様々な絵画を見ることができれば、市民への文化振興に貢献できるのではと考える。





浦和ゆかりの画家展覧会とうらわ美術館(浦和ロイヤルパインズホテル3階)(うらわ美術館 HP)

さいたま市の公共施設に絵画の掲載が一部なされているが、徹底した絵画掲載をすることで、文化レベルが向上するのではと考える。

併せて「彫刻」についても、まちづくりの一環としてパーセント・フォー・アーツで実施すべきとの意見があったが、市民主体、地元企業主体の彫刻設置にして、その設置に助成金を検討し、地域特性に合った彫刻の設置を推進することで、自主的な地域活性化につながるのではないか。





武蔵浦和ラムザタワー前ペデストリアンデッキ中央とさいたま市役所前に設置のモニュメント

(2) 文化芸術による創造都市に向けての提言

第2章、第3章のなかでもそれぞれの分野に提言をしているが、ここでは、 まとめとして8項目の提言をする。

- 1) 市民による文化芸術活動の積極支援
 - ・文化芸術活動助成制度・行事後援による支援、文化センター等での講 座事業の実施強化
 - ・文化施設、コミュニティセンターなどの公共施設と公民館との機能分 担から機能融合に向けた取り組み
 - 各団体が連携しコラボレーションを推進するための助成制度
 - ・文化芸術活動を市民に理解をして頂く活動 PR支援 など
- 2) 文化芸術に学び、文化芸術に磨かれる一流の鑑賞事業の展開
 - ・一流のアーティスト招聘で、レベルの高い鑑賞事業の展開推進
 - ・埼玉県の鑑賞事業との機能分担で、効率的効果的な事業への見直し
 - ・首都圏のハイレベルな鑑賞事業との連携、協働自主事業の取り組み による鑑賞者の利便性向上の推進 など
- 3) 文化施設の拠点整備と施設の特長を活かす鑑賞事業の再整備
 - ・ 埼玉県や本市の既存文化施設のネットワークにより、文化施設毎の 特長を活かした鑑賞事業の見直しとその推進
 - ・本市文化施設の拠点づくり(利便性の高い施設整備)と施設毎、ジャンル毎の市民への鑑賞事業の徹底したわかり易さの追求 など
- 4) 文化芸術を活かした産業育成と賑わいの創出
 - ・クリエイティブ産業の新たな産業の創出のための人材育成
 - ・ストリートパフォーマンスなど文化芸術が身近に見られる環境づくり

(駅前や公園など規制撤廃を含め) など

- ・アウトリーチ事業による出前演奏など身近に文化芸術が触れ合える事業を拡大する など
- 5) 文化芸術コミッションの創設と企業メセナとの連携強化
 - ・文化芸術を活かしたまちづくりのための自治体の組織づくり
 - ・地元企業との連携にとどまらず、文化芸術に関心の高い企業との連携 を強化し、本市が企業メセナ推進の強化自治体のイメージをアップさ せること など
- 6) 埼玉県やさいたま市の文化芸術資源を活かしたイベントづくり
 - ・世界の演奏家の7割に愛用されているフルートをPRし、製造メーカーとのコラボレーションやフルート演奏日本一の拠点化を推進
 - ・さいたま市の特異な産業資源である光学機器・レンズ製造品を活用、 連携したレンズアートなどの産業と連携した新しい文化芸術の創出
 - ・欧米での常識であるサッカーなどスポーツと文化芸術の連携促進
 - ・大宮盆栽美術館や鉄道博物館などでの各種文化芸術イベントの開催強 化 など
- 7) 文化芸術の各分野別の3階層(市民・愛好者・プロ)連携強化
 - ・市民・愛好者・プロと各階層を分野別に整備し、縦のラインでの情報 共有やイベントの企画、人材育成などを徹底していく
 - ・連携のためのアーティストクリエーターの育成と人材確保 など
- 8) 文化芸術創造都市を標榜し都市ブランドを確立
 - ・文化芸術による都市イメージ向上のための、シティセールス課の機能 強化や庁内横断プロジェクトチームの創設・機能強化
 - ・縦割り組織に対し、事業の横ぐしができる横断組織への再編・新設 など

(3)「さいたま市文化芸術創造都市」宣言

さいたま市は、住みたい都市、選ばれる都市を実現するために、他市と比べ優位にある経営資源・地域資源を活かして様々な施策を展開していくとしている。住み続けたくなるまち、訪れたくなるまち、そして持続的に発展するまちをめざしてさいたま市のそれぞれの地域に育まれた文化芸術を、都市を創造するためのキーポイントとし、都市創造の視点で見つめなおし磨きをかけ、新たな都市の魅力と活力を創り出し、くらしの豊かさを創造する創造都市を目指していくことが重要である。

そこで、さいたま市の歴史や経験を踏まえ、文化芸術を活かしたまちづく りの方向性を市民と共に考え、共有する基本理念として、「さいたま市文化 芸術創造都市」宣言を行うことを提言する。

1) 「アーティストが住みたくなる創造的な都市環境や仕組みを創る」

都市の盛衰は、その地域にどれだけ創造的職業の人々が居住しているかに依存するという説があり、アメリカでは全人口の15%近くの400万人が創造的職業に従事していると言われている。地域社会に創造的な人たちが増えていくことで、地域の活性化につながり、文化芸術の振興についても醸成されていくものと考えられる。行政もその成長過程で様々な支援と政策措置を実行していくことで、観光客が集まり、訪れたい人、住みたい人も増えていくだろう。

2)「市民の自主的な文化芸術活動を促進し、地域との連携を強化する」

アーティストやアーティストを支持し自主的に活動する文化芸術団体等をさいたま市が積極的に支援し、アーティストクリエーターと協働でまちづくりやシンボル事業、各種イベントを誘導していく。また行政側では適切な支援を行うコーディネーター役に徹することが重要である。

文化芸術を振興し文化芸術を活かした創造都市にするためには、地域や団体が自らアーティストと協働で設計、運営していくことで自立したマネジメントができる。また行政側においても、行政の縦割り組織の構造に横ぐしをさす体制を作ることが大切である。

本来まちづくりは、都市計画、道路・交通体系、景観、環境、産業、観光、福祉などあらゆる部門が相互に連携し、整合性を取っていくことで有効なまちづくりができるはずで、総合振興計画と文化芸術を軸にした創造都市計画と繋がりを明確にしていくことが重要で、このことが地域の自主性を醸成されていくものと考える。

3) 「本市の地域資源を活かした連携・コラボレーションを推進する」

本市の特長ある地域資源を活かし、連携することが重要と考える。サッカーに代表されるスポーツ、そして今後期待されるスポーツコミッションに関連するスポーツなどとの連携で、シナジー効果を期待する。欧州のサッカークラブでは地域活性化の推進エンジンとして、サッカーと文化芸術を最重要視していると言われている。重要なサッカー試合の前夜祭・セレモニーに、オペラコンサート等様々な文化芸術・芸能のイベントが挙行されており、試合を盛り上げているので、連携・コラボレーションを推進し強化してもらいたい。

4) 「埼玉県とさいたま市の文化芸術に関する意識・情報の共有を図る」

本市中央区には、埼玉県の施設で彩の国さいたま芸術劇場がある。市内の文化センターなどの文化施設では、市独自の文化芸術鑑賞事業を展開されており、埼玉県では蜷川幸雄氏演出の演劇など優れた作品を提供している。一方音楽などの鑑賞事業では、ジャンル毎の住み分けや分担を更に徹底することで、市民にわかり易い広報となり、自主鑑賞事業が円滑に展開できるものと考える。埼玉県として文化芸術の中心地としてさいたま市を位置付けているので、埼玉県とは更なる連携と意識・情報の共有を願うところである。

- 5. 各会派からの調査研究に対する意見・感想
- 1) 自由民主党さいたま市議会議員団
- ●文化芸術政策をさいたま市の戦略的な政策として位置づけられるかどうかにかかっていると言っても過言ではない。戦略的投資の前提には人・物・金の強化、連携融合が欠かせない。文化芸術を一政策と捉えるのではなく、また文化芸術が地域振興・観光振興だけの領域と捉えるのではなく、都市計画・まちづくり、産業、教育、高齢者対策などの福祉など全体政策の基盤であるという位置付けで、都市経営をすべきと考える。

産業構造やライフスタイルの変化、都市イメージ戦略、少子高齢化、コンパクトシティ、生きがいなどのキーワードがあるが、本市の各政策と文化芸術との関わりについて、全部局の若い職員同士がもっと議論すべきである。これらのことを考慮すると、『さいたま市文化芸術創造都市宣言』は意義深く、宣言をすることで、文化芸術政策自体のスキーム変えていく起爆剤となると信じる。

●都市や地域の活性化に、文化や芸術を活用しようという動きは、今に始まったことではなく、文化や芸術芸能によるまちおこしや地域イベントの開催などは従来から各地で開催されていた。また全国的に見ても、都市空間に芸術作品設置するパブリックアートも一般的になりつつある。これらの事業の背景にあるまちづくり政策も決して目新しいものでもなく、今やありふれた考え方で、使い古された政策手法とも言える。

問題は、これらの政策に関して具体的な目標が曖昧なことで、地域の活性化とは何を意味するのか、どうなれば地域の活性化といえるのかが大切である。 文化芸術による地域の活性化と選ばれるさいたま市としての都市イメージアップ戦略とはコンセプトが大きく異なり、目標とするものを明確にしておくことが重要である。これらの政策については、予算の策定を含め、全体最適を考慮していくべきである。

また、文化芸術にかかる地域活性化に貢献されている市民や団体活動の延長線上に、市民全体の文化芸術レベルの底上げ策があることも意識して、最終的な目標である文化芸術をベースにした創造的な都市にしていくということと文化芸術による都市イメージアップ戦略を達成すべきである。

●市民や団体との連携、協働は極めて大切であるが、何を目標・目的にするかを明確にしておくことも大切である。そして文化芸術の市民レベルの底上げは、都市計画やまちづくり、産業振興、教育、福祉などとの連携政策でシナジー効果が発揮できると考えることが大切である。組織強化・再編も視野に入れて、本市の都市の創造を推進していくことが極めて重要と考える。

●地域に根づいた文化芸術・伝統芸能、さいたま市の盆栽・鉄道・人形などの地域資源を大切にし、文化芸術に造詣の深い市民を増やし、あらゆるアーティストが住みたくなると思う伝統的かつ創造的な都市環境を創っていくことが大切である。特に盆栽や鉄道は、市民が発信すべき文化芸術資源と考えているので、この分野に注力していくことも大切である。

2) 民主党さいたま市議団

- ●本市で制定された「さいたま市文化芸術都市創造条例」は、単なる文化振興が最終目的地ではない。文化活動がもつ可能性はもっと広い。人の心に訴えるだけでなく、地域経済やまちづくりに対しても変化を与えるものである。本市の行政運営において、「文化」をどのように位置づけるのかによって効果が変わる。この点の認識が、市として定まっていないのではないかという印象がある。パーセント・フォー・アーツの考えも不十分である。また、地域の文化活動の担い手をサポート、育成していくことも重要と考える。この点については、地域の文化施設がそういう役割を果たしていくとよいと思う。アートフェスティバルが真に地域の人たちによる盛り上がりを見せ、縁のある文化人や芸術家が参加したくなるようなものに育ってほしいと願う。
- ●芸術は、芸術そのものだけにとどまらず、その波及効果は広範囲にわたる。 ここで強く提言したいことは、本市プラザイーストにあるピアノの活用についてである。ピアノといえば、スタインウェイが有名だが、本市プラザイースト所有のベーゼンドルファーも世界三大名器と呼ばれており、かつ、スタインウェイより数が少なく希少性が高いものとなっている。この最高傑作を活かしたイベントを開催するとすれば、このピアノを弾くためだけに多くのピアニストが来るだろうと考えられる。

3) 公明党さいたま市議会議員団

●地域の資源を活かした「まちづくり」は、そこに暮らす人と価値観を共有していくことが継続的な事業推進の大きな力になっていくことを強く感じた。 文化政策は多くの自治体で工夫しながら推進していますが、成功している地域に共通しているのは、コンセプトが明確であり、その地域に暮らす住民と行政が協働し、力を合わせて取り組んでいると感じた。

計画の策定に当たっては、さいたま市の地域資源の掘り起こしを行っていく ことが重要だと考える。地域の文化資源を積極的に活用し、既成概念にとら われない思い切った企画立案ができ、総合的なプロデュースができる人材を 登用することも視野に入れてほしいと思う。

例えば、文化芸術都市「さいたま市」の情報発信として、2年毎に開催する ビエンナーレ、3年毎に開催するトリエンナーレとして『(仮称) さいたま国 際芸術祭』を開催するなどが考えられるが、成功の鍵は、さいたま市のブラ ンド力を高めていくことと考える。

シンボル事業としての芸術祭を軸に、掘り起こした地域資源の特性に応じた文化の振興をはかり、市民、地域団体、ボランティア、行政が協働して、文化的なまちづくり、地域経済の活性化に繋がる計画の策定をしていくことが重要と考える。

4) 改革フォーラムさいたま市議団

●盆栽村のPR、世界盆栽大会誘致に向けて

国風盆栽展に行ったことがあるが、本市でも世界規模の大会を開くことができれば、観光客の訪問や地域経済活性化の点からも大変期待できるのではないかと感じる。盆栽の魅力は、盆栽本体だけでなく、添えもの、下草、盆器なども含めひとつの額縁に収められたアートとしてみることができる点である。また、樹齢について調べることは難しいが、展示に「〇〇時代」などの表記が添えられていると、観る側のイマジネーションも広がるのではないかと感じる。

●見沼田圃とまちづくり、文化芸術政策について

いまや、自治体のまちづくり政策には、市街地のにぎわいをはじめとした経済活性化と自然空間を確保した豊かな住環境の双方の視点が欠かせない。首都圏にある田園都市さいたま市は、特に見沼田圃を活用することで、今後自然と芸術が共存する場所としての存在感を発揮できればと思う。ただ、世界一の桜並木は見沼田圃でなくても実現できる。農業と密接した関東平野の原風景を取り戻していくべきで、植樹をするならば地元在来種にすべきである。生態系保護の観点も忘れず、文化芸術と環境分野、自然分野がうまく連携できるよう期待したい。

5) 日本共産党さいたま市議会議員団

●欧米と日本の芸術文化に対する意識のあり方は、歴史の違いが影響しており、欧米では市民革命を経て市民が権利を勝ち取ったという経緯がある。文化を享受する権利としての文化権が確立され、国家は文化財を順公共財として保障するという考え方である。日本では文化は人が道を求める「求道精神」に端を発し、全てを文化芸術の領域としてとらえ、国家が支援するという発想は生まれにくい、という専門家の意見には共感するものである。昨年9月の国会で「文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願」が採択されたところである。さいたま市の芸術文化予算はこの3年間で5%減少しており、予算をもっと増やすべきだと考える。また、十日町市の「越後妻有トリエンナーレ 大地の芸術祭」事業の視察から、本市においても、見沼田圃をフィールドミュージアムにするという構想もあり、芸術を農業と自然環境に生かす取り組みも必要だと考える。

6.「さいたま市文化芸術都市創造条例」条文

平成 23 年 12 月 9 日 条例第 42 号

文化は、長い歴史と風土の中で育まれていくものであり、時間をかけて文化の振興を図る必要がある。文化の中核をなす文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけではなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものである。

本市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適している。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指している。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められている。そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要である。

ここに、さいたま市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、 市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、 この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道 といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものを いう。
- ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- イ 芸能(伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をい う。)
- ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (2) 文化芸術都市 市民等が自主的に文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内 において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者 をいう。

(基本理念)

- 第3条 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。
- 2 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等の自主性が尊重されると ともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められること により、市民等の生活の充実が図られるものとする。
- 3 文化芸術都市の創造に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、 及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるもの とする。
- 4 文化芸術都市の創造に当たっては、地域で育まれてきた文化芸術の 保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が図ら れるものとする。
- 5 文化芸術都市の創造に当たっては、子どもから高齢者まで広く、文 化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適 切な支援が図られるものとする。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術都市の創造に関する施策(第 7 条に定める施策をいう。以下同じ。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、市民等が文化芸術都市を創造していく担い手であることを認識し、その自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うものとする。

(市民等の相互理解等)

第 5 条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることに鑑み、相互に理解し、尊重し、協力し、及び支援するよう 努めるものとする。

(文化芸術都市の創造のための計画)

- 第 6 条 市長は、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創造のための計画を策定するものとする。
- 2 市長は、前項の計画の策定及びその変更に当たっては、その趣旨、 内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めなければ ならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

- 第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。
- 3 市は、伝統的又は民俗的な文化芸術の継承及び発展に資するため、 後継者の育成、確保、支援その他の必要な施策を講じるものとする。
- 4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。
- 5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用そ の他の必要な援助を行うものとする。
- 6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、 様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な施策を展開し、 及び充実するものとする。
- 7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設に おける文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必 要な環境の整備等を行うものとする。
- 8 市は、前各項に定める施策の実施に当たっては、関係団体等との連携に努めるとともに、地域経済の活性化と産業の振興に配慮するものとする。

(他の施策における配慮)

第 8 条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術都市 の創造に資するように配慮するものとする。 (財政上の措置)

第 9 条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(審議会の設置)

第10条 第6条第1項の計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民等(次号に掲げる者を除く。)
- (3) 市内において、事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第 2 項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があると きは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会は、第1項の規定による調査審議に当たっては、次条の意見 を交換するための場における当該意見について必要な配慮をするも のとする。

(施策の効果的な推進のための意見交換)

第 11 条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を 図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験 を有する者が相互に意見を交換するための場を設けるものとする。 (委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

添付資料

1.	先進地視察報告	• • • 3 5

- 東京都視察(文化庁・東京文化会館)
- 新潟県十日町市視察 (越後妻有トリエンナーレ「大地の芸術祭」)
- 静岡県浜松市視察(静岡文化芸術大学・浜松市役所)

2. 参考人意見聴取の概要

▶ 埼玉県・さいたま市の文化芸術振興に関する施策

(公財) 埼玉県芸術文化振興財団 理事長 竹内 文則 氏 (公財) さいたま市文化振興事業団 理事長 青木 康高 氏

文化芸術のもつ可能性、文化行政における課題や方向性

(株) ニッセイ基礎研究所 社会研究部門主席研究員 吉本 光宏 氏

1. 先進地視察報告

調査研究事項に当たって、市民生活委員会では、以下の通り、先進市等への県外視察を行いました。

期日	No.	内 容
		▶ 文化庁(東京都千代田区)
	1	文化芸術に関する政策について
平成 24 年 7 月 30 日(月)		
一		▶ 東京文化会館 (東京都台東区)
	2	芸術文化情報提供事業文化芸術の拠点整
		備について
平成 24 年 8 月 28 日(火)		▶ 新潟県十日町市
29 日(水)	3	「越後妻有トリエンナーレ 大地の芸術
29日(水)		祭」について
		▶ 静岡文化芸術大学(静岡県浜松市)
	4	現代社会が文化芸術を支える社会システムに
平成 24年 11月 16日(金)	成 24 年 11 月 16 日(金)	ついて
	5	▶ 静岡県浜松市
	5	浜松市文化振興ビジョンについて

【視察の概要】

1:東京都視察[平成24年7月30日(月)]

【視察地】 1 文化庁(東京都千代田区)

2 東京文化会館(東京都台東区)

【調査事項】

- 1 文化庁
- (1) 文化芸術に対する国の基本的な政策及び支援策について
- (2) 地域発 文化芸術創造事業について
- (3) さいたま市の地域資源(盆栽、鉄道、人形、漫画)を活かした文化芸術に対する、 国の考え方について
- (4) 新たな文化芸術都市を創造する政策について
- (5) 文化芸術が経済(観光)、社会(高齢者、医療)、教育に与える影響について

2 東京文化会館

- (1) 文化芸術の拠点整備と人材育成について
 - ・平成24年度文化庁委託事業の「芸術文化情報提供事業」について
 - ・文化芸術の拠点整備について
 - ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)について

【調査内容】

1 文化庁

国では、芸術文化を「人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであるとともに、社会全体を活性化させる上で大きな力となるもの」と捉えて、平成13年議員立法で制定された「文化芸術振興基本法」、平成23年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」等にもとづいて、文化芸術活動に対する効果的な支援、文化芸術の地域振興、観光・産業振興への活用など様々な方面で、各種の事業を実施している。



文化庁にて説明を受ける

今年度から開始した事業の中で、地域で企画した文化芸術に関する活動に対して国が支援を行う「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」がある。これは、地域の活性化が期待されたり、将来わが国を代表するような音楽祭や演劇祭の開催等の「文化芸術創造発信イニシアチブ事業」、東日本大震災被災地の県や市町村が企画する、舞台芸術の鑑賞によりアートセラピー効果が期待できる「文化芸術による心の復興事業」、高校生主体の文化団体、高等学校のサークルが海外の国際コンクール等に参加するための支援を行う「高校生優秀文化団体国際大会派遣事業」等で構成されたメニューを都道府県、市町村が活用し、プロジェクトを策定した場合に国から2分の1の補助が出るという内容である。

また、国では文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興、地域活性化の取り組みを行っている都市を「文化芸術創造都市」と位置付け、すぐれたモデル事例を持つ都市に対して文化庁長官表彰を行うことや、国内ネットワークの構築を進めていくなど、積極的な文化創造都市の推進を行っている。平成23年度は4市区町村(秋田県仙北市・山形県鶴岡市・浜松市・京都府舞鶴市)が文化庁長官表彰を受けた。

視察ではまず、調査事項に対して芸術文化課長から説明を受けた後意見交換を行い、 文化庁庁舎内の「旧文部大臣室」及び「情報ひろば」の視察を行った。

○主な質疑

- ・文化芸術創造発信イニシアチブ事業に対する補助金額予算の配分
- ・自治体に対するイニシアチブ事業を周知の充実
- ・文化芸術が及ぼす効果に対する評価の方法
- ・文化芸術政策を進めていくに当たって、自治体間の連携について

○委員長所感 (文化庁)

国の文化芸術施策については、単に文化芸術を進行するだけでなく、観光、産業振興などのまちづくりや地域振興についても効果があるとしている。

文化庁長官表彰など地方自治体に対し文化芸術創造都市づくりに積極的な支援がな されている。文化庁の補助事業についても、活用できる範囲が広く、本市も検討してい くべきである。

2 東京文化会館

全国公立文化施設協会は、全国に約2,200施設あるうちの1,250施設の会員、67団体の賛助会員として構成されている。主な事業としては、会員向けの情報提供、調査研究のほかに、文化庁からの委託事業として研修事業を進めている。

公立文化施設については、設置形態、運営形態、規模、種別によって様々なタイプが あるが、共通する課題としては、ホール等の大規模な設備を要するなどコストか大きい 反面、民間の施設よりも利用料を抑える必要もあり、収支バランスがとりくにいこと、 自主事業を展開していくに当たって専門的知識、技能に通じている人材が求められてい ること、施設設備の定期的なメンテナンスが必要であるということが挙げられる。

公立文化施設では独自に自主事業を展開している施設が多く、自主事業を年1回以上展開している施設が7割を超えており、ジャンルとしては音楽が多く全体の半分程度を占めている。その他にも芸術普及型事業や市民参加型事業を行う施設も、年々増加している。

公立文化施設の課題としては、設置者である自治体が、施設を貸せばいいという「場所貸し」という発想から抜けきれないこと、ミッションが不明確なままの施設の整備運営、採算性や経営効率を自覚しない運営、指定管理者制度をうまる。また東日本大震災より、震災からの復興支援がより、文化芸術による復興支援のあり方、文化施設の地域コミュニティ拠点としての位置付けの見直しなど、新たな課題も出てきているところである。



東京文化会館にて説明を受ける

文化施設の活性化に向けては、ミッションを確立すること、資金確保、人材育成の工夫、重点ポイントの明確化(交流に比重を置くのか地域密着に重点を置くのか)等、様々な視点から取り組むことが求められている。

最近議員立法として制定され、今年6月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(劇場法)は、予算を伴わない理念的な法律であること、事業の活性化に関する指針として、具体的にどういうことを盛り込んでいくのかが今後の課題ではあるが、とにかく公立の文化施設にとって一つの根拠法ができたことは重要な一歩であると評価している。

視察では、東京文化会館副館長より説明を受け、質疑、意見交換を行った。

○主な質疑

- ・指定管理者制度をうまく活用している自治体について
- ・施設の運営に専門的知見を有する人材を活用することについて
- ・東京文化会館の指定管理の概要や運営の方法について

○委員長所感 (東京文化会館)

文化芸術の振興や地元市民の文化芸術を育てるためにも、文化施設の充実は欠かせない。劇場法が制定され、施設の活用という意味では一歩進んだことになるが、施設運営には課題も多い。

東京文化会館は全国でも有数のレベルの高い施設であり、自主事業も積極的に企画されており、その運営手法は大いに参考になった。一方、多くの文化施設では場所貸しビジネスが主体で、イベントを企画する人材や資金確保など課題が多い。

本市でも文化施設の利活用で自主事業主体の運営にしていくためには、まだまだ多くの課題を解決していかなければならない。

県の施設利用との連携やイベントの共同企画など工夫すべき点も多い。提言で市民によりわかりやすい文化芸術イベントの広報を指摘したいと考える。

○委員長所感 (総合)

文化芸術の振興については、拠点となる文化施設があることも重要である。県の文化 事業との連携や棲み分け、機能分担など整理すべき点も多い。

自主事業が多く企画され、採算性の問題もクリアしていく手法を十分検討していくべきである。さいたま市は交通の利便性が高いので、他市からの鑑賞人員を増やすことも重要。

本市においては、県の彩の国さいたま芸術劇場との連携や文化施設ごとの特徴を活かして多くの自主事業が企画できる体制(人材、ノウハウの集約)を整備していくことが重要であると感じた。



集合写真(文化庁)

2:新潟県十日町市視察[平成24年8月28日(火)、29日(水)]

【視察地】 新潟県十日町市

【調査事項】 越後妻有トリエンナーレ 大地の芸術祭について

- (1)「越後妻有トリエンナーレ 大地の芸術祭」概要について
- (2) 地域資源(里山風景・集落・空き家等)を活かした文化芸術に対する施策について
- (3) 文化芸術に関する施策が地域経済、社会、教育等に与える影響について

【調査内容】

越後妻有トリエンナーレ 大地の芸術祭について

越後妻有地域は新潟県の中部に位置する十日町市と津南町の総称であり、日本有数の豪雪地帯という厳しい気候的条件を抱える中でも、農業の盛んな地帯である。近年は過疎、高齢化により、限界集落や空き家の件数が増えているのが問題となっている。

2000年より妻有地域で3年に1度開催されている「大地の芸術祭」では、「人間は自然に内包される」をテーマにして、過疎集落の空き家や廃校など、「負の遺産」にもスポットを当てつつ、妻有地域の特徴である棚田や農地、里山風景等の資源を芸術作品として活用していく取り組みを実施している。

大地の芸術祭では、地域、世代、ジャンルを超えたネットワークづくりということで、特定の集落や特定の年代層、職種に特定されるのではなく、外部の企業や大学、海外の団体なども巻き込んでイベントを形成している。



十日町市役所にて説明を受ける



旧小学校体育館を利用した展示

その一例が、のべ人数800人を超える「こへび隊」である。「こへび隊」は地元だけ

でなく県外からボランティアとして参加し、作品管理から製作者との事務連絡、イベントの運営や案内などのサポートを行う。

主な展示作品は下記の通りであり、世界中のアーティストが妻有を舞台に数々の作品を手がけているのが分かる。この他にも多数の展示物が妻有エリアに点在している。

- ・鳥たちの家 (ジャウメ・プレンサ)
- ・花咲ける妻有 (草間彌生)
- ・ポチョムキン (カサグランデ&リンターラ)
- ・棚田 (イリヤ&エミリア・カバコフ)
- ・○△□の塔と赤とんぼ (田中信太郎)
- ・絵本と木の実の美術館 (田島征三)
- ・脱皮する家 (日本大学芸術学部)
- ・No Man's Land (クリスチャン・ボルタンスキー)



花咲ける妻有 (草間彌生)



No Man's Land (クリスチャン・ボルタンスキー)

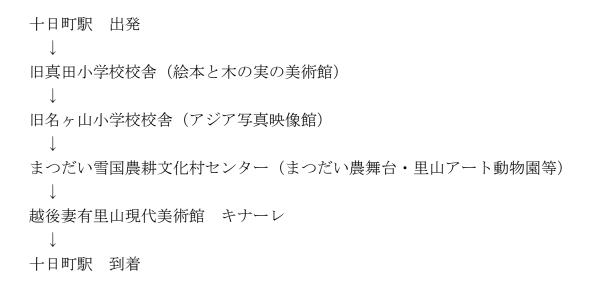
大地の芸術祭に至るまでには、様々な取り組みがなされてきた。平成6年に、住民の日常的な生活圏域である広域市町村圏が一体になって、個性的なプロジェクトを展開することにより広域連携・地域活性化の起爆剤とすることを目指す「ニューにいがた里創(りそう)プラン」が創設され、妻有地域は、その第1号としてプロジェクトに取り組むことになる。その中で、新潟県出身のアートディレクター北川フラム氏により、里山の中に現代アートを設置し、環境の世紀となる21世紀を先取りした取り組みをする提案がなされた。

大地の芸術祭を開催することによる成果の一つとして、文化芸術の面では、アーティストや学生たちの交流の形成や、40を超える国との国際交流の場となっていることがあげられる。訪問者数は最初の第1回(2000年)が16万人から回を重ねるごとに増えており、第4回では37万5千人を記録している。また参加集落も、地域全体の集落数200のうち、最初の28集落から、2009年の第4回は92集落、今回は100集落を超える。経済波及効果としては、2000年の第1回、2003年の第2回が突出しているが、2006年

の第3回目以降は右肩下がりになっている。とはいえ、「うぶすなの家」のように殆ど外部からの来訪者のいない集落への集客に成功したり、貧しさの象徴と言われる棚田に対するネガティブなイメージの転換に成功したり、一定の効果が見受けられた。

視察においては、第1日目の8月28日に、十日町市役所において担当者から説明を 受け、質疑応答を行った。

2日目の8月29日には、妻有地域内に展開する展示物や美術館の見学を行った。 行程は、下記のとおりである。



○主な質疑

- ・都市部で同様のイベントを開催することに対する難しさの克服について
- ・大地の芸術祭の実行委員会の構成及び役割分担
- ・公式サイトの運営のしかたについて
- ・こへび隊(大地の芸術祭の運営ボランティア)の定着状況
- ・地域との協働という形にするまでの過程と、地域の変化の様子
- ・360 点ある作品の維持管理について

○委員長所感

越後妻有トリエンナーレ「大地の芸術祭」は、全国的にも有名な文化芸術イベントで、 自然を活かした芸術祭は、地域を超えての活性化につながっている。

著名な作家の作品が展示され、芸術祭全体をコーディネートする人材の確保や、予算なども、事前に十分に検討すべき事項も多いと思われる。

地域のボランティアの活用は、イベントを企画するうえで欠かせない。地域の人たちと芸術家、行政の連携も重要となり、単に大規模な芸術イベントを実施するというだけでは、特徴が活かされず、失敗するケースも考えられる。

地域の特徴を活かすことと、芸術分野の範囲を明確にして、シンボル性を検討していく必要がある。



集合写真(越後妻有里山現代美術館 キナーレ)

3:静岡県浜松市視察[平成24年11月16日(金)]

【視察地】 静岡文化芸術大学、浜松市役所(いずれも浜松市)

【調査事項】

- 1 文化芸術政策について
- ・現代社会が文化芸術を支える社会システムについて
- ・財政支援や制度設計について
- ・文化芸術の多面的な財政支援について
- ・文化芸術支援の評価について
- 2 浜松市文化振興ビジョンについて
- (1) 文化・芸術活動を支える人材や組織の育成・支援について
- (2) 文化活動の拠点となる施設の整備と活用について

【調査内容】

1 文化芸術政策について(静岡文化芸術大学)

講演:静岡文化芸術大学文化政策学部芸術文化学科 片山泰輔教授

視察では、「大都市圏地方自治体における文化政策」というテーマで、片山教授より講演をいただいた。

文化・芸術は単なる飾りとして捉えられがちであるが、市民の文化的権利や社会・経済の発展のための創造性の源泉や、地域におけるコミュニティづくりの核となる等、もっと本質的な意味で重要な意味を持っていることが指摘されている。特に、文化の持つ「人々の生まれながらの権利」、「社会の多様性を生み出すもの」、「自然や社会に対する批判的な機能」「産業に付加価値を与える美的センスの要素」等は、文化が社会の発展に貢献する上で重要な要素となっている。



静岡文化芸術大学にて講演を受ける

これまでの自治体の文化政策は、すでに評価の固まった文化の保護と、その享受(消費)という観点で進められてきたが、分権時代においては、それだけでは活力のある地域社会の形成には不十分であり、地域において文化を「生産」する考えが必要となっている。生産のためには投資による資本の蓄積が必要であり、その意味で、自治体が将来の文化芸術のための投資として支出することは、重要になっている。

多くの自治体の文化事業は、東京や外国の公演や展覧会を「輸入」して市民に還元するという発想をもって、税金を投入してきた傾向が見受けられるが、それが地域内の創造団体の発展機会を奪うことになってきたが、地域内の創造団体が自ら創造的活動に取り組み、それを地域の人々が認知して享受する仕組みをつくることが必要である。今年6月に議員立法で「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)」が施行されたが、条文中の「劇場、音楽堂等」は単なる建物だけでなく、施設及びその施設の運営に係る人的体制により形成されると定義されていることにより、地域の文化施設が単なるハコモノでなく、文化を発信することのできる人材を備えた拠点として活用することが期待される。

地域による文化を育てるためには、自治体としては、赤字を補填するための事業補助や、 事業費補助金を使い切るという発想から脱却して、地域の創造的団体の活動を継続させる ための投資(教育研修や人材育成などの人的投資、アウトリーチ活動、基金設立、維持会 員拡大等)を促進させることが必要である。

○主な質疑

- ・文化芸術が社会的批判機能を有するというお話だが、権力を持つ行政が文化振興条例を 制定するときに、文化の持つ社会的批判機能の要素をどのように取り扱うか。
- ・文化振興を進めていく立場として、パーセント・フォー・アーツの考え方についての評価は。
- ・行政の支出や波及効果を評価する際に数量的なデータを用いることがあるが、文化については難しいのではないか。

○副委員長所感(静岡文化芸術大学)

議決機関として、文化・芸術予算の支出の意義と必要性や、自治体における文化政策について理解を深めることを目的とし、片山泰輔教授から講演をいただいた。

特に、今後の文化政策においては「創造」に重きを置くべきであり、単なる消費から投資を通じた資本形成(有形・無形・人的・社会関係)を担うべきである、という指摘は本市にとっても参考になるものである。

また、予算執行後の政策評価においては、アウトカム指標による定期的観測と、横串の政策評価を行うことの重要性も指摘された。

2 浜松市文化振興ビジョンについて(浜松市役所)

スズキやホンダ等の自動車、ヤマハやカワイなどの楽器など、世界に進出している製造業が多い浜松市では、文化振興ビジョンを策定するに当たって、進取の気質とものづくり文化、産業の集積を背景とした都市ブランドの形成、ヤマハに代表される音楽文化の蓄積等を主な要素として、浜松市の文化に関する特徴として位置づけている。

平成21年3月に策定された浜松市文化振興ビジョンは、文化による調和ある都市の発展を目指した「創造都市浜松の実現」、外国人文化や伝統文化の再評価を目指す「文化の多様性が活力となる都市・浜松」、これまで蓄積された都市資産としての音楽を活用していく「音楽の都・浜松」という3本柱で構成されている。

文化振興課では音楽文化の発信・交流事業、芸術文化人材育成事業、多彩な文化芸術振興事業等の事業を所管している。この中でも代表的な事業は、浜松国際ピアノコンクールであり、平成3年に市政80周年記念事業として始まり、3年に1度開催。歴代入賞者の殆どがその後の国際コンクールで入賞するなど、楽器と音楽のまちの歴史と伝統を誇るに相応しい国際的な文化事業である。

ピアノコンクールの他にも、平成13年から開催をしている、市内の小学5年生対象のこども音楽鑑賞教室や、駅前で吹奏楽団によるコンサートを4~10月の土曜日午後に開催するプロムナードコンサートのほかにも、新進気鋭のアーティストの支援を行う取り組みの一つとしてのコンサートの開催も行っている。

このような音楽活動を支え、音楽・文化・産業の交流を図る施設が、平成6年にオープンした「アクトシティ浜松」であり、中には席数2,236を誇る大ホールや、1030人収容の中ホールのほかに、国際会議も行えるコングレスセンターや、楽器博物館を有している。

浜松市は前述した音楽のまちという取り組みだけでなく、市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」をキャッチコピーとしている。その取り組みとしては、市民活動団体や民間企業が実施する取り組みやイベントに対して上限で100万円を補助する「みんなのはままつ創造プロジェクト」、「子どもの才能を伸ばす課外IT講座」や、地域文化発信を目的に多くの講座やシンポジウムを開催する「エンジン01文化戦略会議 オープンカレッジIn浜松」の開催などが挙げられる。

○主な質疑

- ・音楽家の聴衆を育成するセミナーを開催しているとのことだが、将来的にどういう効果 を期待しているのか。
- ・大きなホールでのイベントのほかにも、地域のコミュニティセンターや公民館を活用していく考え。
- ・浜松国際ピアノコンクールの予算や、出場者の出身国の構成。
- ・浜松市の議員の文化芸術に対する理解の状況。

○副委員長所感(浜松市役所)

本年度、文化芸術都市創造条例に基づく計画を策定中であることから、先進事例である浜松市文化振興ビジョンについて調査研究を行うため、視察先として選定した。「楽器のまち」として発展してきた市の成り立ちから、ビジョンにおいても、ものつくり文化と産業集積、音楽文化の蓄積などが盛り込まれており、特色を出している。また部局編成でも、文化振興担当部長の下に、生涯学習や図書館、美術館の担当課を配置している点も参考とできる。

本市においても、盆栽、漫画、人形、鉄道といった固有の特色を反映したビジョン作りが望まれることから、本視察の意義を活かしていく必要がある。

○副委員長所感 (総合)

文化政策の推進にあたっては、市民の理解が必要であり、今回の視察は参考になった。 市民の福祉向上とまちの発展を目指す上で、創造的で明確なビジョンを示すことが大切で ある。また、財政的な裏付けも重要であり、各種施策についても、先進自治体での事例や 課題を参考に、更なる調査研究を進めていくものとしたい。





集合写真(左:静岡文化芸術大学 右:浜松市役所)

2. 参考人意見聴取の概要

調査研究事項に当たって、市民生活委員会では、以下の通り、委員会に参考人をお招きして、文化芸術施策に関する御意見を伺い、質疑応答を行いました。

期日	No.	内 容
	1	(公財) 埼玉県芸術文化振興財団理事長
		竹内 文則 氏
平成 24 年 9 月 25 日(火)		埼玉県の文化芸術振興に関する施策
平成24年9月25日(火)		(公財) さいたま市文化振興事業団理事長
	2	青木 康高 氏
		さいたま市の文化芸術振興に関する施策
	3	(株) ニッセイ基礎研究所 社会研究部門
平成 24 年 11 月 6 日(火)		主席研究員 吉本 光宏 氏
一个成24年11月6日(火)		文化芸術のもつ可能性、文化行政における
		課題や方向性

【参考人意見聴取の概要】

[平成24年9月25日(火)]

埼玉県芸術文化振興財団理事長 竹内 文則 氏 さいたま市文化振興事業団理事長 青木 康高 氏

1 埼玉県芸術文化振興財団理事長 竹内 文則 氏

竹内氏は日本長期信用銀行で金融経済エコノミスト、富士常葉大学教員として地域経済地域・まちづくりに携わられたのち、2004年より、埼玉県芸術文化振興財団の理事長に就任され、現職である。意見聴取においては、竹内氏より、芸術文化に対する考え方、欧米・日本の芸術文化政策比較、芸術文化振興財団の事業、そして今後についてのお話しをいただいた。

欧米と日本の芸術文化に対する意識のあり方は、それぞれの歴史の違いが影響して、 それが芸術文化に対する支援のあり方に影響する。欧米では市民革命を経て、市民が権利を勝ち取ったという経緯がある。文化を享受する権利としての文化権が確立され、国家は文化財を準公共財として保証するという考えである。それに対して明示的な革命が無かった日本では、文化は人が道を求める「求道精神」に端を発し、全てを文化芸術の領域として捉え、国家が支援するという発想は生まれにくい。

政策が文化芸術に関与のしかたは、欧米と日本ともに、時代によって変化している。 欧米では、1930~50年代はアーティストの雇用確保と芸術文化鑑賞の供与、1960~80年 代は直接芸術文化に関与しない層への影響が意識され始めてきた。1990~2000年代はE Uの統合をきっかけに、都市の再生に効果的な政策として活用、2000年代以降はグロー バリゼーション下で、パブリック・ディプロマシー(広報・文化外交)の役割を担うよ うになった。

日本では1980年代までは国家施策としての意識は無かったが、1990年代以降、欧米のメセナやフィランソロフィーの概念が導入され、全国一斉に多目的施設などのハード整備が行われた。2001年に文化芸術振興基本法が成立を境に、芸術文化の直接関与の無い層への関心が高まった。2009年以降は、公益法人改革や劇場法制定など、劇場を単なる施設ではなく拠点として意識する考えが浸透していった。

埼玉県芸術文化振興財団は1994年にスタートし、当初は、日本初の芸術専門劇場を中心として、舞踊、音楽、演劇など高い芸術性の追求、世界的評価の高いアーティストの招聘を行い、1998年には総事業費29億円、埼玉県からの委託金のうち全体の8割を占める25億円の支援があった。

2000 年以降は地方財政の急逼迫、民間との競争の意識、地域に根ざした劇場としての地域社会性等様々な問題が浮き彫りとなってきた。竹内氏はそのような中、2004 年に芸術文化振興財団理事長に就任され、職員給料の削減や不採算事業の整理等を行ってきた。また、2006 年には川口市出身でシェークスピアシリーズに定評のある芸術監督の蜷川幸雄氏をお招きし、55 歳以上の劇団員による演劇集団「さいたまゴールド・シアター」、若手演劇集団「さいたまネクスト・シアター」等、蜷川監督のもとで、真に創造する劇場への脱皮、事業・技術・劇場スタッフ全員の機能強化とプロ意識改革、総合プロデュース力の涵養を目指している。また、劇場と地域の交流も重視し、劇場が地域活性化の核としての役割を担うものと捉えている。彩の国さいたま芸術劇場と最寄りの与野本町駅を結ぶたつみ通りのアートストリート化事業をさいたま市と連携して実施することが典型事例である。

埼玉県芸術文化振興財団は現在、第2の創業として、公益財団法人化による県からの経営自立の徹底、芸術劇場機能の発信、舞台・技術機能の涵養と人材育成、劇団の世界発信、さいたまで文化を創造して世界に発信していく使命を担うことを目指している。

また、現在埼玉県の目指す芸術文化立県の取り組みとして、アーティストが住みたくなる創造的環境の実現として、歴史的建造物の多い川越市との連携や、クリエイティブ産業による地域活性化を目指す川口市との連携、さらに、地元住民や商店街と埼玉大学、さいたま市との連携により「さいたま」芸術文化タウンを目指す取り組みも挙げられている。

○主な質疑

Q:欧米では国家的に文化水準を上げる取り組みをしているが、それに対して日本は 特定の関心がある人が取り組んでいるため、関わる人口が少ないと考える。そこの 欧米と日本の違いがあるが、どうか。

A:歴史的に文化権を認知しているかどうかの差が出ていると考える。日本では2001年に文化芸術振興基本法が成立するなど、芸術文化が社会に対して影響を与えるという意識がようやく芽生えてきたところである。

Q:さいたま市の文化振興事業団との関わり方や住み分けはどのように考えるか。

A:アウトリーチ事業で重なるところはあるが、県と市でそれぞれが独自で活動していることが見受けられる。更なる連携ができるよう積極的に活動したい。

2 さいたま市文化振興事業団理事長 青木 康高 氏

青木氏は旧埼玉銀行(現埼玉りそな銀行)の支店長や、リース会社の常務執行役員を経て、平成22年4月に、さいたま市文化振興事業団理事長に就任された。事業団は、昭和59年10月に、旧浦和市の文化センターの管理運営のために設立された浦和市文化振興事業団としてスタートし、平成13年5月にさいたま市の誕生に伴って、さいたま市文化振興事業団に改名する。現在は指定管理者として、浦和、大宮、岩槻の市民会館、プラザイースト、プラザウエスト、氷川の杜文化会館、恭慶館、青少年宇宙科学館のほか、市内のコミュニティセンターなどの管理運営を行っている。

文化振興事業団では、さいたま市文化芸術振興計画を踏まえ独自の文化芸術振興プランを策定し、各種事業を実施している。具体的には文化芸術鑑賞事業(平成23年度164事業、公演1,638回実施)のほかに、公演に市民が出演する市民参加型事業(平成23年度389事業、公演1,261回)、そのほかにも市民の文化芸術活動を支援する支援事業や、さいたま市との連携により、市の主演する文化芸術事業の共同実施、市からの委託事業の実施等を担っている。

ほかに主な取り組みとして特に力を入れているのが、市民が身近に質の高い文化芸術に触れる機会を提供するアウトリーチ事業である。平成23年度には、さいたま市内の小学校11校にアーティスト6名が出向き、演奏活動を実施した。小学校11校の中には東日本大震災で校舎が被害を受けた西区の栄小学校も含まれており、被災した小学校の生徒たちを励ました。その他に社会福祉事業団との連携による高齢者、障害者のためのイベントの開催、さいたま公園緑地協会との連携による荒川彩湖公園でのイベント、また大宮盆栽美術館でもロビーコンサートなどの事業、イベントを展開している。

伝統文化事業については、氷川の杜文化館や恭慶館を中心に、茶道や能、日本舞踊などの伝統文化の体験講座などの実施をしている。市民との協働事業として、市内で文化芸術活動をしている団体や実行委員会の支援により、大宮区の鐘塚公園での野外コンサート、さいたま新都心の野外ジャズ音楽公演の実施などがある。

文化振興事業団では、市民や団体の人材育成の場も提供している。文化芸術従事者が登録し、活動発表の場を提供して支援する「SaCLaアーツ事業」と、文化芸術に意欲的な市民が自主文化事業のボランティアスタッフとして、事業の運営に従事する「SaCLaサポーターズ事業」が代表的な事業である。そのほかにも、埼玉県芸術文化振興財団との提携で、情報誌の各公共機関等への設置を行っている。

事業団の取り組みに、平成22年4月に新たにコミュニティ支援事業が加わった。財団で独自に策定したコミュニティ振興プランに基づいて、市民や市民の団体が地域社会の形成に主体的な参加を支援するために、生涯学習機能、地域交流機能、地域支援を核として、地域活動団体の交流の場の提供、地域学生による吹奏楽等の発表の場の提供、サークル活動の支援などを行っている。

さいたま市では文化芸術都市創造条例が制定されたが、文化振興事業団としては、文化と教育問題や経済の問題、インフラの整備をどのようにマッチングさせて、さいたま市の新しいまちづくりに貢献することが考えられる。将来的に芸術都市としての発展をしていくためには、質の高い舞台公演や演奏会などの鑑賞事業の実施や、市内の文化団

体へのさらなる連携をすることで、市民参加型の質の高い創造事業の実施、各種文化芸術団体や行政、大学、アーティスト、自治会、商店街、企業などとの連携を進め、さいたま市から内外に多くの文化芸術を発信できるイベントの開催などを進めたいと考える。

○主な質疑

Q:理事長の銀行時代の人脈を活用した事業展開は、どのようなものがあるか。

A:広報活動の一環として広報誌「SaCLa」の埼玉りそな銀行の支店へ提供がひとってあるが、県内のほかの金融機関への広報も今後の課題である。

Q:文化芸術都市創造条例策定後の団体としての関わり方、取り組み等について、どのようにお考えか。

A:施設や事業の展開に対してノウハウを持つ人材の育成が1つである。また、条例に 基づいて策定中の文化芸術都市創造計画を策定しているが、現場からの意見が政策に 反映できればと考えている。

[平成24年11月6日(火)]

ニッセイ基礎研究所 社会研究部門主席研究員 吉本 光宏 氏

ニッセイ基礎研究所の吉本光宏氏より、「アートが牽引する市民社会のイノベーション」というテーマで、文化芸術のもつ可能性、文化行政における課題や方向性についてご意見を伺い、文化政策をとりまく環境変化や、文化が社会や経済、産業に与える影響、創造都市の取り組み等についてご紹介いただいた。

1. 文化政策をとりまく環境変化

日本では人口減少の時代に入り、また人口の高齢化が急速に進んでいる。また、近年 急速に都市化が進む一方で、人口の少ない市町村にある集落が消滅していくということ が予測されている。ほかにも若年層の失業率が2000年に急激な増加、世界でワースト6 位に入る自殺率の高さなど、日本を取り巻く環境に変化が起こっている。このような時 期に重要になってくるのが文化であり、いまの日本では、文化芸術活動が国民に対して 何ができるか、文化政策について考える重要な時期であると考えられる。

2. 経済・産業分野における芸術文化のポテンシャル

文化が経済に影響を及ぼす指標として、文化事業を通した経済波及効果が挙げられる。文化施設に税金を投入した場合、その施設で行う公演の開催に伴って、売上や雇用、広告などによる宣伝などで、投資以上の経済効果を及ぼすという考え方であるが、近年は経済波及効果にかわって、創造産業という概念が注目されている。創造産業はイギリスで生まれた概念であり、芸術や映画、デザインなど、個人の創造性によって生み出された財が産業活動に結びつくものであり、サービス産業に分類されているが、これからの成長が見込まれる産業である。

3. 社会的課題と向き合うアート

文化政策が社会的な課題と向き合う具体的な事例として、教育、福祉医療、犯罪者の 更生、ホームレスの社会復帰、地球環境問題等が挙げられる。それらの分野に対してア ートが結びついていくことにより、問題に取り組んでいく活動が世界各地で行われてい る。教育の分野では、芸術教育を受けた子どもが国語、算数、理科など主要教科の成績 が高いという調査結果が出ており、総合的な学力の向上と芸術活動の関連が注目されて いる。イギリスではクリエイティブ・パートナーシップと称する取り組みにより、アー ティストを学校に派遣して、子どものクリエイティブな才能の向上を目指しているが、 子どもの自信、コミュニケーション能力、学習意欲の向上などの目覚しい成果が確認で きた。

福祉医療の分野でも芸術活動の成果が注目されている。北海道浦河町で高齢者が劇団員として活動を行う「座・たくあん」の取り組みや、札幌で演劇活動などを行う「生きがい探偵団」など、高齢者が活躍する取り組みもある。中には85歳で劇団に入団し活動

していたものの、88歳のときに入院し要介護3と判定された高齢者が、劇団への復帰を 目指しリハビリをした結果、要支援2まで回復したという驚くべき事例もある。

4. 世界各国に広がる創造都市

文化芸術がまちづくりと関わっていくときに注目されるものとして、創造都市という 考え方がある。かつて工業で栄えていた都市が脱工業化により衰退していく中で、芸術 文化やクリエイティブ産業に注力することで都市としての活力を取り戻していくという 事例が世界で多く見受けられている。

代表的な事例として、フランスのナント市の取り組みが有名である。ナント市は造船業で栄えていたが、1980年代に造船業が移転したことにより衰退した。そこで、当時の市長であったエロー氏は、ナント市を文化で再生することを目指して、市の予算の15%を文化事業に投入し、各地からのアーティストの誘致、工場跡地の芸術作品としての有効活用等、積極的な創造都市形成を行った結果、現在では各地からの人材の集約が進み、最先端のバイオ産業の誘致の成功や、フランスで最も住みたい都市にランクインされるなど、目覚ましい成果を挙げている。

5. 芸術文化への投資がもたらす社会的インパクトと幅広いリターン

従来の文化政策は、国や自治体を中心として芸術文化を振興する、劇場や美術館で鑑賞事業を展開する、伝統芸能や文化財の保存、継承、発展を目的として行われてきたが、これからは文化が行政のあらゆる政策領域に波及するという考え方が重要になってくると考えられる。文化に対する予算の投入が、教育や人材の育成などを通して、新たな産業の創出や、経済波及の可能性を生み出していく。これからの文化政策を考えるうえで、これまで支援や保護の対象となっていた文化芸術が社会を変えていくという、逆転の発想をしていくことが重要ではないかと考える。

○主な質疑

Q:文化芸術に対する国の予算が削られていく状況を、どう打開していくべきか。

A:文化は文化以外の周辺の分野に対しても影響が大きいという考えが必要である。教育や産業など各種分野のそれぞれに対して文化芸術を取り入れるという発想ではなくて、まず根本となる文化に予算を投入することが必要である。

Q:文化芸術はお金がかかるといわれているが、経済が収縮していく中で文化芸術を普及していく考え。

A:文化芸術が経済に対して波及していく効果の大切さを1人でも多くの人が訴えていくことが必要となる。徳島県で人口が減少し限界集落になる危惧がされる町があるが、アーティストの移住を促進する取り組みを実施し、東京のIT系企業が移転してきたり、人口の社会増という結果を残しているという事例がある。

市民生活委員会として、平成24年度所管事務調査のテーマを、「新しい文化芸術創造都市を目指して」(さいたま市文化芸術創造都市」宣言)とさせて頂きました。

本テーマ選定にあたっては、委員の皆様の文化芸術に対する関心の高さや「さいたま市文化芸術都市創造条例」の審議プロセスの中で、様々な意見を頂き、また委員会としても文化芸術を活かしたさいたま市の都市創造に「魂」を入れたいという思いで、各委員からも建設的な意見を頂き、調査研究にご協力を頂いたことに感謝申し上げます。

文化芸術を活かす都市の創造を目指していく訳ですので、さいたま市の都市イメージ の向上だけでなく、市民が文化芸術で心が豊かになり、文化芸術そのものを心のよりど ころとして暮らせるまちにできれば素晴らしいと考えています。

さいたま市は、合併して12年目の新しい都市ですが、それぞれの地域に歴史と文化が根づいた素晴らしい都市でもあります。首都圏に近いことで都市イメージが埋没してしまう嫌いがありますが、さいたま市には特長的な文化芸術資源があり、若い世代の人たちと新しい文化芸術を生み出せる環境もそろっていると思っています。

文化芸術を活かした創造都市は、短期間で出来上がるものではありませんが、これからの100年に向けて、「さいたま市文化芸術創造都市」宣言し、ここから文化芸術創造都市の第一歩を踏み出せればと思っています。今後策定される「文化芸術創造計画」が、きっと素晴らしいものになると確信して、調査報告の完成の挨拶と致します。

平成25年2月21日 市民生活委員長 稲川 晴彦

参考資料 · 参考文献一覧

- *「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成23年2月8日閣議決定)
- *「我が国の文化政策」(文化庁)
- *「文化芸術の振興に関する基本的な方針の概要」(文化庁)
- *「文化芸術振興のための主な事業(平成24年度)」(文化庁)
- *「文化芸術創造都市の推進」(文化庁)
- *「平成23年度文化庁長官表彰・受彰都市の決定について」(文化庁)
- *「平成 24 年度地域発・文化芸術創造発信イニシアティブ事業採択について」(文化庁)
- *「地域発・文化芸術創造発信イニシアティブ」資料 (文化庁)
- *「彻全国公文協事業概要」(彻全国公立文化施設協会)
- *「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会報告書」 (同上)
- *「劇場・音楽堂等スタッフ交流研修事業報告書」(同上)
- *「アートマネジメントハンドブック」(同上)
- *「響き合う感動 50 年・音楽の殿堂」(東京新聞)
- *「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ概要」(十日町市役所)
- *「大地の芸術祭 パンフレット」各種(十日町市役所)
- *「大地の芸術祭 総括報告書 2009」(十日町市役所)
- * 「大都市圏地方自治体における文化政策」(静岡文化芸術大学文化政策 学部教授・片山泰輔)
- *「浜松市文化振興ビジョン」(浜松市)
- *「浜松市文化振興ビジョンパワーポイント説明資料」(浜松市)
- *「さいたま芸術文化立県への道」(埼玉県芸術文化振興財理事長竹内文則)
- *「埼玉県芸術文化振興財団が目指すもの」(同上)
- *「さいたま市文文化芸術振興事業団の事業概要」 (さいたま市文化振興事業団)
- *「アートが牽引する市民社会のイノベーション」(ニッセイ基礎研・吉本光宏)
- *「アートから地球環境を考える」(ニッセイ基礎研 REPORT・吉本光宏)
- *「アートを起点とした都市のイノベーションに向けて」 (名古屋都市センター「アーバンアドバンス」No.53・ニッセイ基礎研・吉本光宏)
- *「アートが拓く超高齢化社会の可能性」
 - (ニッセイ基礎研「ジェロントロジージャーナル」ニッセイ基礎研・吉本光宏)
- *「アートが拓く教育のイノベーション」 (日本語学 2102 年 8 月号明治書院・ニッセ/基礎研・吉本光宏)
- *「平成24年度 さいたま市民意識調査報告書」(さいたま市)
- *「平成25年度 施政方針」(さいたま市)

平成24年度 市民生活委員会

委員長 稲川 晴彦

副委員長 池田 麻里

福島 正道

中山 欽哉

萩原 章弘

武田 和浩

小柳 嘉文

上三信 彰

吉田 一志

村松 順子

冨田かおり

加川 義光